

議案第 50 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 28 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(リフレッシュ休暇)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>(1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決 (拘禁刑以上の刑の場合を除く。) が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(リフレッシュ休暇)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>(1) 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決 (禁錮以上の刑の場合を除く。) が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>(2)及び(3) 略</p>